

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	身体障害者手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石黒 清子	内線	2685
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	身体障害者手帳の交付				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠法令等	身体障害者福祉法第15条	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障害者福祉法で定められた障害の認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障害者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置等を受けるために必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成20年6月1日現在数：6,992人（18歳未満含） 肢体不自由：3,791人、内部障がい：2,103人、聴覚・言語機能障がい：563人、視覚障がい：535人				
内容	<p>【身体障害者手帳区分】（それぞれ程度によって、1～6級までの等級が定められている） 肢体不自由（1～6級） 視覚障がい（1～6級） 聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3～4級） 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級） 心臓、腎臓若しくは呼吸器、又はぼうこう直腸、若しくは小腸、若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級）</p> <p>【手帳取得目的】 手帳は、身体障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び移動の際に、経済的な負担を軽減をするために取得が必要である。JR線・連絡社線を利用する場合に、本人や介護人の運賃が割引になる。移動時介護が必要な重度障がい者を一種、それ以外を二種としており、一種と二種の区分がある。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 交付申請は、本人及び家族が障害者福祉課（福祉事務所）に対して行う。 障害者福祉課は、東京都知事（東京都心身障害者福祉センター、更生相談所）に申請進達する。 東京都知事は、障がい程度を審査し、法別表に該当すると認められたときに、手帳を発行し、福祉事務所に送付する。 障害者福祉課は、本人に交付する。（申請から交付までに約1ヶ月半の時間を要する）</p>				
経過	憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する）。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」がさだめられる 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間）				
必要性	身体障害者福祉法に基づく事務				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（20年度は見込み）							
	人件費				6,464	5,551	5,551	
	【事務分担当】（%）				75	65	75	
	合計（+）	0	0	0	6,464	5,551	5,551	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	6,464	5,551	5,551	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	交付件数	669	570	794	701	798	790	
	年度末手帳所持者数	5,454	5,754	6,035	6,197	6,587	6,883	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	交付件数	701	798	790	133	-	平成20年度は6月1日現在
	手帳所持者数	6,197	6,514	6,883	6,992	-	平成20年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の医師が身体障害者手帳の意見書の記載ができる指定医の認定申請をしていただくと、区民が利用しやすくなる。 ・近年、障がい者の高齢化・重度化が顕著となっており、日常生活の支援が重要となっている。 ・65歳以上の手帳所持者が全体の6割を占め、介護保険制度との連携が更に必要となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
障害福祉サービスと介護保険制度によるサービスがスムーズに受けられるよう、連絡会等を開催する。	障害福祉サービスと介護保険制度の充実を図る。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	愛の手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石黒 清子	内線	2685
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	愛の手帳交付に関する事務				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	42 年度	根拠法令等	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種制度・援護措置を受けるために、愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。				
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 ・平成20年6月1日現在：874人（18歳未満含） 1度：43人 2度：213人 3度：234人 4度：384人				
内容	<p>【手帳区分】 知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。 （1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p>【手帳取得目的】 手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】 交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する） 北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。 区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。 区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</p>				
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始				
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額								
決算額（20年度は見込み）								
人件費				2,155	4,270	3,416		
【事務分担量】（%）				25	50	40		
合計（+）	0	0	0	2,155	4,270	3,416	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	2,155	4,270	3,416	0	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
交付件数	62	51	70	77	84	81		
年度末手帳所持者数	741	759	786	817	812	868		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	交付件数	77	26	27	11	-	平成20年度は6月1日現在
	手帳所持者数	817	824	868	874	-	平成20年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛の手帳」取得のためには判定の予約が必要であり、その予約が取れにくい状態であったが、東京都と調整した結果、18歳到達者（更新）については年に1～2回巡回相談判定が実施されるようになった。 ・重複障がいの傾向が多くなり、日常生活の支援が重要となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	精神障害者保健福祉手帳の交付				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4	
終期設定	有 無	年度	法令等	5条	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	一定の精神障がいの状態にあること証明することで、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力を得て各種の支援策を講じ、もって精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約があるもの。（知的障がい者は除く）程度によって1級～3級に区分される。区内の推定障がい者数は、3,000人。自立支援医療制度利用者は1,987人。手帳所持者数は778人（うち、1級 103人 2級 435人 3級 240人）				
内容	主な優遇措置...所得税・住民税・相続税・自動車税・個人事業税等の減額及び免除、都営交通の無料乗車証、都・区立施設の利用料減免、携帯電話料金の割引、生保受給者への加算措置 1 申請受付及び交付（経由事務） 申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 都への送付。都は審査後、手帳を区へ送付 区は処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す 2 申請から交付まで2～3ヶ月を要する 3 承認期間は2年で、更新可				
経過	平成 7年10月	保健所で精神障害者保健福祉手帳交付事業開始			
	平成12年 4月	保健所より障害者福祉課に事務移管			
	平成18年10月	申請書類に顔写真の提出が義務付けられる			
	平成20年 4月	都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付			
必要性	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 経由事務のため、予算措置なし。				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（20年度は見込み）							
	人件費				1,815	4,183	2,927	
	【事務分担量】（%）				50%	135%	70%	
	合計（+）	0	0	0	1,815	4,183	2,927	
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	1,815	4,183	2,927	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	手帳所持者数(3月31日現在)				716	824	778	840

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	手帳所持者数(3月31日現在)	716	824	778	822	834	20年度は6月末時点
	所持者数の割合 %	36	41	39	41	42	精神保健福祉手帳の所持者数 / 自立支援医療利用者数
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療を受けながら精神手帳の所持している者の割合を増やす。 ・ 精神障害者保健福祉手帳でのサービスは、他の障がい者の施策と比較すると依然不十分である。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	自立支援医療申請時に手帳のPR	制度を活用して、社会参加の機会を増やす。
	他障がいのサービス内容にそえる課題の検討	不公平感を取り除きノーマライゼーションに寄与。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

(議会要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	自立支援医療(精神通院)制度等	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	自立支援医療制度(精神通院)等				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	自立支援法52条, 53条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	自立支援医療制度(精神通院)は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に依じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。				
対象者等	1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者 (食事療養費のみ自己負担、承認期間1年)				
内容	自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ 申請書を受取り、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は医療給付金受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通う。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。				
経過	12年4月 通院医療費公費負担制度(精神保健福祉法第32条)が保健所から障害者福祉課に事務移管。 2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。 12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入(生保・国保を除く) 15年4月 国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更 18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。				
必要性	精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 19年度都交付金 1件228円×128件=30,096円				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額								
決算額(20年度は見込み)								
人件費				1,901	4,183	2,927		
【事務分担量】(%)				51%	135%	75%		
合計(+)	0	0	0	1,901	4,183	2,927	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	1,901	4,183	2,927	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	自立支援医療申請受理件数				1,672	2,496	2,626	2,700
	自立支援医療受給者数						1,987	2,100

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	申請率 %	-	-	66	70	70	受給者数（年度末現在） / 推定受給者数（3,000人）
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>1 有効期間が2年から1年となり、医療機関等変更届を含めて手続きが頻繁となり、利用者や関係機関からの問い合わせ等が増えた。</p> <p>2 自立支援法施行以前（精神保健福祉法第32条）に医療機関経由の申請であった者（約半数）が代行不可となり、すべて個人申請となったため、窓口が煩雑となった。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
申請にかかる費用負担（診断書料・税証明発行手数料）の軽減のため、税証明添付については、他の方法で証明できる方法を検討。	申請者の経済負担の緩和。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	増田 志鶴代	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 47 年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。				
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成20年6月末日現在認定者数1,651名（65歳以上700名）				
内容	<p>国指定：46疾病、都指定：28疾病 合計：74疾病 〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担のうち、生計中心者の所得税額に応じた負担限度額を差し引いた金額を助成する。 負担限度額... A（所得税非課税）～ G（所得税額70,001円以上）7段階（平成20年7月から変更） 重症者の場合、負担軽減あり 〔申請手続き〕 1 申請受付 申請書類等を受理し、東京都へ進達する。区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接、医療券が送付される。毎年更新手続き（9月1日一斉更新）をする。 2 申請者は、医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業</p>				
経過	<p>昭和47年10月 国指定12疾病、都指定2疾病で事業開始する。 平成10年 5月 自己負担を導入。 平成12年 9月 人工透析患者の食事療養費負担の助成廃止。文書料の助成廃止。 平成14年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトームを指定から除く。但し平成17年9月までは経過措置として住民税非課税世帯について助成を継続する。（632人） 平成14年10月 ウイルス肝炎入院医療費助成を新設。 平成15年10月 自己負担を定額から所得階層別の負担額設定に変更。 19疾病について軽快者を設定する。 平成17年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトーム経過措置終了。 平成17年10月 1疾病追加、軽快者対象疾病5疾病追加。 平成19年 9月 ウイルス肝炎入院医療費助成が終了（経過措置は22年9月30日まで）。 平成19年10月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（東京都の制度） 平成20年 4月 B型・C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（国の制度） 平成20年 6月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成受付終了。（東京都の制度）</p>				
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 経由事務のため、予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。 平成19年度都交付金 1件228円×1,621件=369,588円</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額								
決算額（20年度は見込み）								
人件費				7,757	7,757	6,405		
【事務分担量】（%）				90	90	95		
合計（+）	0	0	0	7,757	7,757	6,405	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）			386	299	384	400	400	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	-386	7,458	7,373	6,005	-400	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
難病認定者数			1,441	1,432	1,491	1,594	1,600	
申請件数			1,672	1,615	1,637	1,621	1,700	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	認定者数	1,432	1,491	1,594	1,651	-	平成20年度は6月末日現在
	申請件数	1,615	1,637	1,621	1,855	-	平成20年度は6月末日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病指定になっていない病気の中で相談件数の多いものに関しては、東京都に働きかけていく必要がある。 ・ 9月の一世更新受付事務がスムーズにいくような体制を考えていく。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	寺澤 望	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	都営交通無料乗車券等の発行事務				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。				
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 本人運転の場合：身体障害者手帳所持者 介護運転の場合：第1種の身体障がい者及び重度の知的障がい者				
内容	【都営交通無料乗車券】 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。有効期間は3年（更新は9月30日）。 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。 （第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額） 都電、都バス、日暮里・舎人ライナー、都営地下鉄の全区間で使用可能。 精神障害者保健福祉手帳所持者について 都内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳所持者については、精神障害者都営交通乗車証が発行される。各定期券発売所での申請となり、有効期間は2年。 【民営バス運賃割引証】 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。 利用方法：障がい者が介護者同伴で民営バスに乗車する場合、割引証を提示することで介護者も割引を受けることができる。（身体障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し、車検証・免許証等の必要書類を添えて申請。 （手帳に証明印を押印する。） 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引き。 ETC利用者はETCレーンを通行する。				
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成20年4月 精神障害者都営交通乗車証の発行手数料が無料となる。 平成20年9月30日 都営交通無料乗車券の磁気カード切替完了。				
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額								
決算額（20年度は見込み）								
人件費					431	854	854	
【事務分担量】（%）					5	10	10	
合計（+）	0	0	0	431	854	854	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）						77	49	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	431	777	805	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	無料乗車券交付件数	-	1,522	1,550	1,313	1,696	1,687	
	有料道路割引取扱件数	1,365	830	522	622	478	608	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	無料乗車券交付数	1,313	1,696	1,687	206	-	平成20年度は6月末現在
	有料道路割引取扱件数	622	478	608	141	-	平成20年度は6月末現在
	民営バス運賃割引証交付数	15	15	12	2	-	平成20年度は6月末現在

（問題点・課題）	<p>精神障害者保健福祉手帳所持者は定期券発売所で発券ができる。身体障害者手帳所持者は障害者福祉課のみでの発券となっているため、利用者の利便性向上のために発券窓口を増設できるとよい。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>東京都の経由事務</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
他の機関でも発券できるように働きかけていく。	利用者の利便性の向上。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養年金制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	44年度	根拠	東京都心身障害者扶養年金条例
終期設定	有	無	年度	法令等	東京都心身障害者扶養年金条例施行細則
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	心身に障がいのある者の保護者が相互に掛金を払い込み、保護者が死亡又は身体及び精神の機能を著しく喪失した状態となった後に障がい者に年金を支給し、もって障がい者の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、残された障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。				
対象者等	知的障がい者・身体障がい者（4級以上）・精神病患者・その他（脳性麻痺、自閉症、進行性筋萎縮症）の保護者であり、加入時に東京都の区域内に住所を有し、65歳未満であり、東京都規則で定める疾病の状況にないものが加入となれた。				
内容	<p>1 身体障害者手帳又は愛の手帳の写し、もしくは精神病等判定書と、加入者・障がい者・年金受取人の住民票を添えて加入申請書を区障害者福祉課に提出、区障害者福祉課は都あて送付する。加入が決定すると加入証書と掛金納入書が区を通じて送付される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者は毎月期日までに、東京都指定金融機関又は都内の郵便局から掛金を払い込む。掛金は、20年間収めるとその後は免除となる。 ・加入中に障がい者が亡くなった場合、申請により弔慰金が加入者あて支給される。 ・脱退又は特約条項附加を取り消す場合は、申請により脱退一時金・取消一時金が加入者あて支給。 <p>2 加入者が死亡又は心身の機能を著しく喪失した状態となった時、申請により毎月定額の年金が受取人の口座に振り込まれる。</p> <p>【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）</p> <p>【掛金】基本分4,800円～15,600円（特約分1,600円～5,200円）加入者の加入時の年齢により7段階。</p> <p>減額要件：生活保護 1/2減額、住民税非課税 1/2減額 夫婦ともに障がい者で相互加入 どちらか一方が1/2減額</p>				
経過	<p>昭和44年 4月 制度発足</p> <p>昭和45年 9月 制度改正（掛金の引下げ、国制度と同額に。払込期間の短縮、25年から20年に。）</p> <p>昭和53年10月 制度改正（掛金の引上げ。年金額の引上げ、20,000円から30,000円に。）</p> <p>昭和62年 7月 制度改正（加入資格年齢緩和、45歳未満から65歳未満に。特約制度導入。）</p> <p>平成10年10月 制度改正（掛金の経過的引上げ。脱退一時金・取消一時金の創設。掛金減額内容の変更等。</p> <p>平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申</p> <p>平成18年12月 扶養年金廃止決定。</p> <p>平成19年2月末 扶養年金廃止（年金受給者には、年金の支払いを継続する。年金未受給者は、東京都が清算金を支払う。）</p> <p>平成19年 5月 区として説明会を行った。</p>				
必要性					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（20年度は見込み）							
	人件費				826	1,281	939	
	【事務分担量】（%）				10	10	11	
	合計（+）	0	0	0	826	1,281	939	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	826	1,281	939	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	総加入者数			19,847	-	-	-	-
	総受給者数			9,946	-	-	-	-
	区加入者数	297	294	288	285	285	-	-
	区受給者数	160	161	166	170	170	162	162

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	区加入者数	285	285	-	-	-	-
	区受給者数	170	170	162	162	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	平成19年2月に東京都心身障害者扶養年金の制度が廃止になり、加入者（年金未受給）に都が清算金にて支払うこととなった。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
見直し	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例
終期設定	有	無	年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障害となった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。				
対象者等	次の ~ の保護者。（東京都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる） 知的障がい者 身体障がい者（1～3級） 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が 又は と同程度と認められるもの（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症など）				
内容	<p>1 加入希望者は、加入等申込書に障害者手帳の写し等（又は医師の診断書）と、住民票等を添付し、区に提出。区は都に送付。加入が承認されると承認通知書と証書が区を通じて加入者に送付される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者は、都から送付された掛金払込納付書により、毎月月末までに、掛金を納付する。年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上となったとき以後の加入月から掛金が免除となる。 ・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 ・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 <p>2 加入者が死亡し、又は重度障害と認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 【年金額】 20,000円/月（加入1口当たり） 【掛金】 9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階。 （平成20年4月1日現在） （生活保護を受けている場合、住民税非課税または免除されている場合、その他知事が必要と認める場合は、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される）</p>				
経過	平成20年4月 制度発足				
必要性					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（20年度は見込み）							
	人件費							
	【事務分担当】（%）							
	合計（+）	0	0	0	0	0	0	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	総加入者数							226
	総受給者数							0
	区加入者数							4
	区受給者数							0

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	区加入者数	-	-	-	4	-	-
	区受給者数	-	-	-	0	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>平成19年2月に東京都心身障害者扶養年金の制度が廃止になったため、新たに平成20年4月から東京都心身障害者扶養共済制度が発足した。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	自立支援医療（更生医療）支給事業費（56-64-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠法令等	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。				
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）				
内容	<p>【主な治療内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心臓機能障害でのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術 ・人工透析 ・抗HIV療法 等 <p>【医療費給付内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度に給付 ・入院の場合の食事療養費 ・移送費、施術費、治療材料費等 <p>【医療費の審査及び支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 <p>【事務処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。 ・治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払。 				
経過	<p>平成18年 4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年 3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行</p>				
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	2,800	7,494	13,746	21,439	22,230	429,249
	決算額（20年度は見込み）	2,799	7,494	10,021	20,657	19,524	279,057	343,531
	人件費				431	854	2,928	
	【事務分担当量】（%）				5	10	45	
	合計（+）	2,799	7,494	10,021	21,088	20,378	281,985	343,531
	国（特定財源）	1,253	3,438	5,010	10,328	10,191	140,677	170,265
	都（特定財源）					2,135	70,339	85,133
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,546	4,056	5,011	10,760	8,052	70,969	88,133
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	件数 入院	22	32	23	25	28	96	109
	件数 通院	40	102	148	199	193	1,058	1,155

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	入院分		2,134	入院分	27,693	入院分	33,353
	通院分		17,390	通院分	251,364	通院分	310,178

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	入院件数	25	28	96	109	-	更生医療受給人月（入院分）
	通院件数	199	198	1,058	1,155	-	更生医療受給人月（通院分）
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	なし
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者団体補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美														
		担当者名	平田 直子	内線	2683														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者団体補助（56-72-33-01）																		
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業															
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱														
終期設定	有	無	年度	法令等															
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																	
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]																	
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																		
対象者等	補助金交付団体：8団体 平成19年度実績団体（会員数） ・荒川区身体障害者更生会（198名） ・荒川区手をつなぐ親の会（148名） ・荒川区身障児父母の会（58名） ・荒川のぞみの会（54名） ・荒川区聴覚障害者協会（60名） ・荒川区視力障害者福祉協会（55名） ・荒川腎友会（57名） ・荒川区心身障害児者福祉連合会（7団体）																		
内容	【補助金算定基準】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">団体の会員数（人）</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 ～ 50</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51 ～ 100</td> <td style="text-align: center;">120,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101 ～ 200</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201 ～ 300</td> <td style="text-align: center;">180,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">301 ～ 400</td> <td style="text-align: center;">210,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">401以上</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。 （実績：13～19年度各年度10万円）</p>					団体の会員数（人）	補助金額	30 ～ 50	60,000円	51 ～ 100	120,000円	101 ～ 200	150,000円	201 ～ 300	180,000円	301 ～ 400	210,000円	401以上	240,000円
団体の会員数（人）	補助金額																		
30 ～ 50	60,000円																		
51 ～ 100	120,000円																		
101 ～ 200	150,000円																		
201 ～ 300	180,000円																		
301 ～ 400	210,000円																		
401以上	240,000円																		
経過																			
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発的な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																		
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）																		

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	970	970	970	970	970	1,070
	決算額（20年度は見込み）	970	970	970	910	970	1,000	1,000
	人件費				2,048	2,032		
	【事務分担量】（%）				31	31		
	合計（+）	970	970	970	2,958	3,002	1,000	1,000
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	970	970	970	2,958	3,002	1,000	1,000
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	団体補助	970	団体補助	1,000	団体補助	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	補助団体数	7	8	8	8	-	補助基準を満たしている団体数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	団体の増減への対応
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各団体との密な連絡による事前調整	団体への速やかな対応・及び信頼関係の維持
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議会要旨質問状	11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」
----------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者運動会補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	平田 直子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者運動会補助 (56-72-66-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与する。				
対象者等	荒川区心身障害児者福祉連合会				
内容	<p>【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 9月最終日曜日 【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館 【参加者】 区内障害者（児）、家族及び関係者 約700名 【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会</p> <p style="text-align: center;">民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施</p>				
経過	平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（1年10万円削減） 平成13年 4月 10万円削減 平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定				
必要性	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	520	520	520	520	520	520	520	
決算額（20年度は見込み）	520	520	520	520	520	520	520	
人件費				86	205			
【事務分担量】（%）				1	6			
合計（+）	520	520	520	606	725	520	520	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	520	520	520	606	725	520	520	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
参加人数	650	650	650	600	700	700	700	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運動会補助	520	運動会補助	520	運動会補助	520

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	参加人数	600	700	700	700	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費 (身体・知的障害相談員)	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	福祉事業事務費(身体・知的障害相談員事業) (56-80-10-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	43年度	根拠	身体障害者相談員設置要綱(区)
終期設定	有	無	年度	法令等	知的障害者相談員設置要綱(区)
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	相談員が身体障がい者(児)および知的障がい者(児)に対し、各種相談、日常生活の援助、施設への入所措置等、社会的自立のための各種援護を行う。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障がい者団体との連絡、意見交換を行うことにより、各種事業への意見を反映させる。				
対象者等	平成20年度 身体障害者相談員 11名 知的障害者相談員 6名				
内容	<p>区長が選任した相談員に2年間業務を委託する。(平成20年4月選任)</p> <p>相談員は自宅相談及び出張相談を行い、活動記録簿に活動状況を記録し、毎年4月10日までに相談員活動報告書により区に報告する。</p> <p>区は毎年4月20日までに の報告書を取りまとめる。 ・相談員の報償金は年2回(9月・3月)まとめて支給するものとする。 ・相談内容 手帳・補装具・支援費・家族関係等</p> <p>相談員の研修は、年2回(5月・3月)に区でおこなう。 (内容:障がい者の福祉制度の変更等の周知など)</p> <p>相談員の方の周知については、障害者の福祉とホームページに掲載している。</p>				
経過					
必要性	障がい者の持つ要望や悩み等に、より適切に対応するには行政だけではなく、障がい者当事者や家族が行う相談が必要である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	相談員の報償費(3,170円/月・人)及び、消耗品費については都の交付金を受け、支払う。				

		(単位:千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	704	711	711	711	713	686	714
	決算額(20年度は見込み)	676	698	679	685	672	686	714
	人件費				3,448	854	598	
	【事務分担当】(%)				40	10	7	
	合計(+)	676	698	679	4,133	1,526	1,284	714
	国(特定財源)							
実績の推移	都(特定財源)	676	698	672	672	672	672	698
	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	7	3,461	854	612	16
	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
身障相談員数	11	11	11	11	11	11	11	
相談件数他			646	395	404	418		
知的相談員数	6	5	6	6	6	6	6	
相談件数他			300	177	313	246		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	相談員活動費		678	相談員活動費	653	相談員活動費
一般需要費	相談員研修会用消耗品		33	相談員研修会用消耗品	33	相談員研修会用消耗品	33

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
身障相談件数		394	404	418	-	-	-
知的相談件数		177	313	246	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨 （要旨） 状況	
----------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費（障害福祉専門推進員）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	福祉事業事務費（障害福祉専門推進員）（56-80-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区障害者福祉課非常勤職員設置要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	荒川区の障がい者福祉の向上を図るため、非常勤職員として障害福祉専門推進員を配置する。				
対象者等	障害福祉専門推進員 4名				
内容	<p>障害者福祉課長の指揮、監督の下に、障害者福祉課において次の業務を行う。</p> <p>障害福祉専門推進員</p> <p>（1）障害者自立支援法に関する事務。 （2）障害者福祉の所管事業に関する事務。 （3）精神保健福祉事業に関する事務。 （4）その他任命権者が必要と認めるもの。</p>				
経過	平成 9年4月 事業開始 平成 17年4月 精神保健福祉相談員配置				
必要性	職務遂行に適する豊富な知識・経験を有している非常勤を配置することで、より質の高いサービスを提供することができる				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額		5,407	2,709	5,470	5,562	7,671
	決算額（20年度は見込み）		5,407	2,709	5,470	4,934	8,163	11,436
	人件費				0	854	1,452	
	【事務分担当】（%）				0	10	17	
	合計（+）	0	5,407	2,709	5,470	5,788	9,615	11,436
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	5,407	2,709	5,470	5,788	9,615	11,436
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	障害福祉専門推進員	1	2	1	1	1	3	4
	精神保健福祉相談員				1	1		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬		障害福祉専門推進員	2,148	障害福祉専門推進員	7,321	障害福祉専門推進員	10,189
		精神保健福祉相談員	2,289				
	共済費 旅費	社会保険料	497	社会保険料	840	社会保険料	1,239
					特別旅費	2	特別旅費

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	専門職配置のため、適正のある人材の確保及び継続雇用が困難になりがちである。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

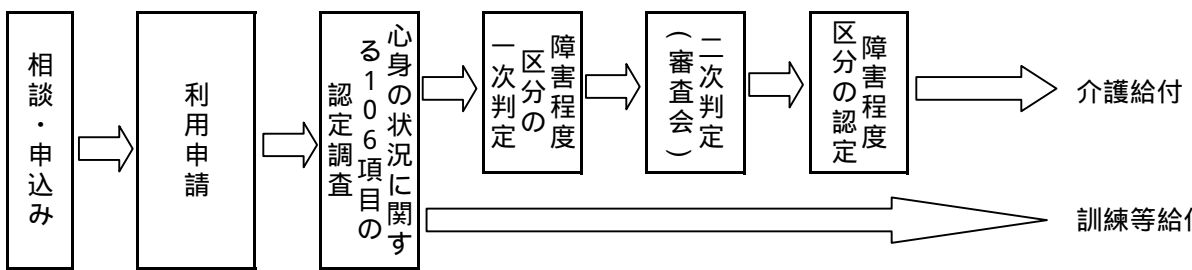
問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障害程度区分認定事務費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	中嶋 幸洋	内線	2689
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害程度区分認定事務費 (56-80-20-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	障害者自立支援法第4,15,20,21,24条、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障害者自立支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害程度区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。				
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者。				
内容	<p>【障害程度区分認定に至る流れ】</p>  <p>介護の支援を受ける場合は介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なる。 障害程度区分.....介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）</p> <p>【審査会開催回数】 3合議体、月2～3回開催 開催回数 ... 34回（予定）</p> <p>【審査会委員構成】 医師会医師6名、首都大学東京教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員2名 福祉施設職員2名、当事者1名、保健師1名</p>				
経過	平成18年4月 法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始				
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額					29,070	14,719	16,159	
決算額（20年度は見込み）					21,890	8,903	16,159	
人件費					7,888	14,518		
【事務分担当量】（%）					150	170		
合計（+）	0	0	0	0	29,778	23,421	16,159	
国（特定財源）					4,271	4,871	8,171	
都（特定財源）					0	0	0	
その他（特定財源）					0	0	0	
一般財源	0	0	0	0	25,507	18,550	7,988	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	審査会開催回数					37	22	34
	障害程度区分認定件数					250	103	411

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	認定審査会委員報酬	14,815	認定審査会委員報酬	7,316	認定審査会委員報酬
時間外勤務手当	認定審査会開催に伴う時間外勤務手当	946	認定審査会開催に伴う時間外勤務手当	0	認定審査会開催に伴う時間外勤務手当	0	
共済費	社会保険料(非常勤)	1,375	社会保険料(非常勤)	681	社会保険料(非常勤)	887	
一般賃金	認定事務一般賃金	2,612	認定事務一般賃金	0	認定事務一般賃金	0	
報償費	認定審査会委員新任研修	90	認定審査会委員新任研修	10	認定審査会委員現任研修	150	
職員旅費	職員旅費	149	職員旅費	0	職員旅費	208	
特別旅費	調査非常勤旅費	170	調査非常勤旅費	148	調査非常勤旅費	876	
食糧費	食糧費	0	食糧費	0	食糧費	4	
一般需用費	消耗品費	195	消耗品費	90	消耗品費	195	
役務費	主治医意見書作成手数料	1,538	主治医意見書作成手数料	658	主治医意見書作成手数料	3,154	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	申請件数	-	289	175	397	-	介護給付および訓練等給付
	障害程度区分認定件数	-	250	103	302	-	介護給付のみ
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害程度区分の認定期間は原則3年間であるため、3年周期で認定件数の多い年度が到来する。 ・ また平成23年度までに身体・知的・精神の各施設は自立支援法の新体系に移行することとされている。しかし、新体系移行後の施設運営は課題が多く、今後の国の動向を見守る施設も多いと聞いている。そのため、施設の移行時期が集中し一時的な認定件数の増加が予測される。 ・ これらに備え、的確な認定調査および二次判定を行える体制を確保し続けることが課題である。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果
	同一の認定調査員の雇用を継続する。
	認定調査業務に習熟した職員が確保できる。
	審査会については継続して3部会により構成する。
	申請件数の急増にも対応できる体制が確保できる。
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	聴覚障がい者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	平田 直子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	聴覚障害者相談事業費（56-80-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	54 年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障害者福祉課に手話通訳者を配置して相談日を設け、聴覚障がい者のための区役所内での各種相談を容易にする。				
対象者等	聴覚障がい者 【相談件数実績】平成19年度51件				
内容	【相談日】 毎月第2、第4火曜日の午後1時～午後4時（H18.6～） 【手話通訳者】 1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）				
経過	昭和56年 4月	相談日増	月1回	月2回	
	平成10年 4月	用語改定			
		手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者）			
		手話通訳者の委嘱（任期1年）			
		手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円）			
	平成13年 4月	手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間）			
	平成15年 4月	手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間）（区報掲載）			
	平成18年 6月	手話通訳者曜日変更第2・4火曜日			
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	108	108	108	108	108	108	108	
決算額（20年度は見込み）	108	108	99	108	108	108	108	
人件費				324	205			
【事務分担量】（%）				11	6			
合計（+）	108	108	99	432	313	108	108	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	108	108	99	432	313	108	108	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
相談件数	21	56	29	34	48	51		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	手話通訳者謝礼	108	手話通訳者謝礼	108	手話通訳者謝礼	108

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	相談件数	34	48	51	11	60	1日あたり平均2.5件相談目標 平成20年度は6月末現在
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	火曜日が祝日の場合、振替実施ではなく中止となっている。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区） 実施：中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、豊島区、北区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	第2・第4火曜日が祝日に当たった場合、翌日もしくは翌週の火曜日に振り替えて実施する	相談件数の増加
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉事業費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	精神保健福祉事業費（56-92-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	41 年度	根拠	精神保健福祉法、地域保健法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。				
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数3,000人）その家族、関係者。				
内容	<p>1 予防と健康の保持増進 (1) 普及啓発：講演会年3回、精神保健福祉ボランティア講座（委託）、依頼による健康教育、区報を利用した知識の普及 (2) 相 談：こころの一般健康相談（年48回）、思春期相談（年12回）、統合失調症家族教室 保健師による訪問指導、来所相談、電話相談（随時）</p> <p>2 医療及び保護 (1) 医療費助成：自立支援医療、小児精神障がい者入院医療費助成 (2) 保 護：警察官通報（精神保健福祉法第24条）、区長同意、移送</p> <p>3 社会復帰と自立と社会参加の促進 デイケア（委託）、社会適応訓練、精神障がい者福祉手帳交付、精神障がい者小規模通所授産施設等支援（区内5ヶ所）、精神障がい者グループホーム支援（区内3ヶ所）</p> <p>4 組織の育成 精神障がい者家族会支援、精神障がい者ホームヘルパー育成</p>				
経過	<p>平成10年度 区長同意事務が旧福祉計画課から移管される</p> <p>平成11年度 精神保健福祉ボランティア講座開催。家族教室を開始。</p> <p>平成12年度 精神専門医相談の一部（24回）を高齢者保健福祉課に移管。手帳交付事業と通院医療補助事業を障害者福祉課へ移管</p> <p>平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催</p> <p>平成15年1月 精神障害者地域生活支援センター（アゼリア）を開設。</p> <p>平成16年度 東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会事務局となる。</p> <p>平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託。 精神保健福祉相談の一部を組替え思春期相談を開設。</p> <p>平成18年度 組織改正により保健所で行っていた当事業は障害者福祉課で実施することとなった。 デイケア事業を地域生活支援センターに委託。</p>				
必要性	精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図るため、地域住民の精神的健康の保持増進には不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		3,046	2,655	2,630	2,993	2,622	2,622	2,330
決算額（20年度は見込み）		2,764	2,655	2,630	2,751	2,131	1,865	2,330
人件費					4,396	3,843	4,697	
【事務分担量】（%）					51	45	55	
合計（+）		2,764	2,655	2,630	7,147	5,974	6,562	2,330
国（特定財源）		863	843	0	0	0	0	0
都（特定財源）								42
その他（特定財源）								
一般財源		1,901	1,812	2,630	7,147	5,974	6,562	2,288
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	区長同意・解除（人）	30	15	23	34	45	40	50
	警察官24条通報（件）	32	37	42	40	31	30	50
	相談者数（精神科医相談のみ）			258	263	135	131	140
	ホームヘルプ講座参加者（人）		20	13	-	20	24	25

No2

マ 節・細節	平成18年度（決算）	平成19年度（決算）	平成20年度（予算）
--------	------------	------------	------------

事務事業分析シート（平成20年度）

予算・決算の内訳	主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
一般賃金	精神科医師雇上げ	1,863	精神科医師雇上げ	1,593	精神科医師雇上げ	1,944
報償費	講演会講師謝礼	72	講演会講師謝礼	72	講演会講師謝礼	177
一般需用費	用品請求・印刷物購入	50	用品請求・印刷物購入	51	用品請求・印刷物購入	58
役務費	保険料	8	保険料	8	保険料	9
使用料	スポーツ交流会会場	18	スポーツ交流会会場	21	スポーツ交流会会場	22
負担金補助	家族会補助	120	家族会補助	120	家族会補助	120

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	精神科医師相談者延べ数	221	121	130	34	150	-
	保健師による相談者延べ数	4,596	3,634	4,368	1,341	4600	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24条通報による入院患者、区長同意等医療保護入院による入院患者の動向を把握し、退院後のケアにつなげる。 ・ 通院には至らない、通院を続けられない患者やその家族へのサポート。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
24条通報による入院患者、区長同意等医療保護入院による入院患者の動向把握	退院後の地域生活のフォローにつながる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	社会的入院者の退院促進に必要な事業である

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	精神保健福祉連絡協議会（56-92-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者レベルのネットワークとして、精神ネットワーク会議を定期的に関く。				
対象者等	(1) 協議会は、福祉部長・健康部長・保健所長・地域の精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・支援センターアゼリア所長・商店会町会連合会の推薦などで委員を構成。オブザーバーとして警察署。 (2) 精神ネットワーク会議は関係機関の実務担当者を中心に構成する。				
内容	(1) 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 精神保健福祉活動の推進に関すること 関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること 精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること 自助団体、協力団体等の育成に関すること その他、協議会会長が必要と認める事項 (2) 精神ネットワーク会議は、ケース検討等を通じた関係機関の学習・交流・連携の場と位置づける (3) 平成19年度、連絡協議会でうつ病との関連で自殺予防をテーマに取り上げる				
経過	平成17年度 構成員の見直しに伴う要綱・要領を改正（支援センターアゼリアの代表を委員に加える等）。 薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化した上、荒川区精神保健福祉連絡協議会の実務担当者レベルのネットワーク会議として位置付ける。 委員謝礼を廃止する。				
必要性	相談事例は、解決困難な事例が多くなり、対応が難しくなっている。関係機関のネットワークを密にし、精度の高いケアを行う。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (1) 連協の委員任期 平成17年4月～平成20年3月 年間1回の実施 (2) ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関・施設・関係機関に参加を呼びかけ様々なケースを検討し、交流している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		138	68	68	160	173	180	173
決算額（20年度は見込み）		91	34	48	103	123	161	173
人件費					2,413	2,562	5,124	
【事務分担量】（%）					28	30	60	
合計（+）		91	34	48	2,516	2,685	5,285	173
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		91	34	48	2,516	2,685	5,285	173
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	連絡協議会開催(回)	2	1	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議(回)			4	4	4	4	4
	ネット会議参加者数(人)			122	75	110	114	120
	参加団体数			20	24	21	20	22

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	外部委員謝礼	123	外部委員・講師謝礼	161	外部委員・講師謝礼	173

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	ネット会議参加者数（人）	75	110	114	30	120	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	<p>アルコール依存とうつ病、知的障がいと統合失調症を併せ持つケース、DV・家庭内暴力や思春期問題等が複雑にからんでおり、また、精神障がい者諸施設の通所者や入所者も障がいが単一ではなく、様々な分野からのアドバイスや示唆が求められている。区がコーディネーターとなって連携を強めていく必要がある。</p>
地区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
さまざまな問題に対応するネットワーク構成機関メンバーによる報告や問題・課題提起。	参加者の精神障がい者への対応力をつける。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	多様化する事例に対応するため、関係機関のネットワークを密にしていく

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	薬物・酒害対策事業費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	薬物・酒害対策事業費（56-92-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠法令等	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する 薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止体制を総合的に進める				
対象者等	相談対象は薬物、酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 区関係部署と更生施設等関連施設、東京都薬物乱用防止指導員や小中学校との連携				
内容	薬物・酒害相談 …… 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 薬物乱用・酒害の予防及び対応に関する区民への講演会 …… 年間1回				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 8年 4月 酒害相談（月2回）個別相談・家族教室（月2回）開始。酒害相談の中で薬物相談も実施。酒害相談関係機関連絡会（年2回）開始。 ・平成11年度 東京都の受託事業（3年間）として、薬物相談関係機関連絡協議会（年2回）を設置。 ・平成13年 2月 区内薬店・薬局 11 個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 ・平成14年度 薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設（リブ作業所）と薬物依存リハビリ施設（ダルク）の回復者による民間相談を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 ・平成15年度 薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 ・平成17年度 薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。 ・平成18年度 薬物乱用予防教育（小中学校）は健康推進課に移管。 ・平成20年度 予防教育は障害者福祉課に戻す。東京都薬防荒川地区協事務局を保健所に移管。 				
必要性	薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人の力では限界があり専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 薬物・酒害相談：専門医に民間相談員も加えた相談とし、専門的な医療面からの支援と依存症からの回復モデルを示すことにより見通しを持った支援体制とする。関係機関との実務者レベルでの精神ネットワーク会議を活用し、相談及び支援の精度を高める。 薬物乱用防止対策事業：東京都薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携し、地域に根ざした乱用防止体制を総合的に進める。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額	1,078	1,084	973	839	839	789	1,174	
決算額（20年度は見込み）	931	873	938	765	835	775	1,174	
人件費				4,310	4,270	854		
【事務分担量】（%）				50	50	10		
合計（+）	931	873	938	5,075	5,105	1,629	1,174	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	931	873	938	5,075	5,105	1,629	1,174	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	相談者延数（医師等専門相談）			72	60	61	50	60
	薬物酒害相談開催（回数）			24	24	24	24	24
	薬物乱用予防教育（実施学校数）			14	13	8	8	5

No2

	平成18年度（決算）	平成19年度（決算）	平成20年度（予算）
--	------------	------------	------------

事務事業分析シート（平成20年度）

予算・決算の内訳	主な事項		金額（千円）	主な事項		金額（千円）	主な事項		金額（千円）
	一般賃金	医師雇上・民間相談員	706	医師雇上・民間相談員	708	医師雇上・民間相談員	1,004		
	報償費	講演会講師謝礼他	96	講演会講師謝礼他	40	講演会講師謝礼他	136		
	一般需用費	図書・その他	33	図書・その他	27	図書・その他	34		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	医師等専門相談者延べ人数	60	61	50	10	50	-
	保健師による相談者延べ数	914	451	315	149	400	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	薬物・酒害にとどまらず、広がる様々な依存症に対する講演会等のニーズに応える。
	（実施 17 区 未実施 5 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	薬物乱用予防教育の計画的実施、養護教諭との連携	若者への普及啓発による早期の対応。
	様々な依存症をテーマにした講演会（医師、当事者）、ケース検討会、関係機関交流会などの取り組み	関係機関の協力による依存症の克服。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	様々な依存症に対応するよう取り組む

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	精神保健福祉対策費（56-92-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	精神保健福祉法第47条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	自殺の要因になるうつ病の患者の家族に対し、家族教室を実施し、家族がケアの知識・対応方法を身につけ、うつ病患者の社会復帰を図る。 ひきこもり対策として、思春期ひきこもり家族教室を行うことにより、ひきこもりの長期化防止を図り、自立への方向性を確立する。				
対象者等	主として働き盛りのうつ病患者の家族等 ひきこもり始めた段階からひきこもっている状態の概ね30歳までの人の家族				
内容	【実施内容】 うつ病家族教室 講師：精神科医、うつ・気分障害協会等民間相談員 思春期ひきこもり家族教室 講師：臨床心理士など うつ病と自殺予防にかかわら出張相談 【周知方法】 区報、チラシ、ポスター、保健師相談活動・こころの相談等による周知。				
経過	平成19年度 うつ病家族教室開始（年5回）、ひきこもり家族教室開始（年4回）				
必要性	1 うつ病家族教室 平成14年度厚生労働省の自殺防止対策有識者懇談会の最終報告において、早急に取り組むべき実践的な自殺予防対策としてうつ対策の必要性が指摘。 現在、うつの罹患率は15～30人に1人。荒川区の場合、自立支援医療を申請しているうつ病患者は全精神疾患の37%。更に年代別で見ると働き盛りの30～50歳代の患者は、約70%を占める。 平成16年度よりうつ病講演会実施、家族教室の開催を望む声が多い。 2 思春期ひきこもり家族教室 思春期のひきこもりは、明らかな精神疾患があるか、福祉施策の対象とならなければ、地域資源がなく、継続した対応がされにくい。 （H18年度推定：荒川区内ひきこもり者300名【義務教育終了後～30歳】） 荒川区のこころの相談を利用した30歳以上のケースのうち、約4分の1が思春期から不登校、ひきこもり、家庭内暴力等の問題があったにもかかわらず、早期の対応に至っていない。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 講師：医師、専門家 対応：保健師				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	412	412
	決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	259	412
	人件費						5,551	
	【事務分担当】（%）						65	
	合計（+）	0	0	0	0	0	5,810	412
	国（特定財源）							
	都（特定財源）						130	206
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	5,680	206	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	うつ病家族教室のべ参加数	-	-	-	-	-	42	50
	ひきこもり家族教室のべ参加数	-	-	-	-	-	16	20

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			報償費	259	報償費	412

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	うつ家族教室参加者数	-	-	42	5	60	-
	ひきこもり家族教室参加者数	-	-	16	13	30	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ予防メンタルヘルス、うつ病患者・家族への支援、自殺者家族のフォローに取り組む。全庁的な連携が必要。 ・ひきこもり家族教室は、ひきこもり本人が思春期から30歳の年齢層を対象に早期に対応し、ひきこもりの長期化を防止する。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 うつ3区・ひきこもり8区 未実施 うつ19区・ひきこもり14区 ）</p> <p>うつ家族教室 3区（大田区：年1回3日制 足立区：1保健センターで年10回 杉並区：月1回） ひきこもり家族教室 8区</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	働き盛りのうつをテーマにした、小企業・自営業者向けの啓発「出張相談」事業。	自殺予防につながる。
	家族教室の参加者を、家族会・親の会等へつなげる。	家族の理解、ゆとりを作ることで本人の回復をサポートできる。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	うつ病やひきこもり対策の充実を図る

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障害者就労支援センター運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	就労支援センター運営費（56-95-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠法令等	障害者就労支援事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し、以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ・一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ・小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労に就いている障がい者（児）				
内容	・支援内容 就労面： 就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面： 日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・H19年度（3月末現在） 登録者数 184人（身体 36人、知的 116人、精神 32人） 新規就労実績 29人（身体 6人、知的 16人、精神 7人） 継続就労者数 96人（身体 17人、知的 68人、精神 11人）				
経過	H15年 6月 先進自治体の調査を開始 H15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 H15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 H15年11月 1日 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 H15年12月15日 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始）				
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤2名 非常勤4名 ・事務所は、荒川区社会福祉協議会事務局2Fに設置 名称 「荒川区障害者就労支援センター」、愛称 「じょぶあらかわ」				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額		6,992	15,164	16,597	16,821	17,481	19,053	
決算額（20年度は見込み）		6,827	15,164	16,597	16,821	17,481	19,053	
人件費				431	1,708	854		
【事務分担量】（%）				5	20	10		
合計（+）	0	6,827	15,164	17,028	18,529	18,335	19,053	
国（特定財源）								
都（特定財源）		3,413	7,582	8,298	7,798	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	0	3,414	7,582	8,730	10,731	18,335	19,053	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	登録者数		50	105	128	150	184	
	新規就職者数		4	35	33	34	29	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管	16,821	17,481	事業費・事務費・管	17,481	事業費・事務費・管

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
登録者数		128	150	184	200	230	-
新規就職者数		33	34	29	32	40	-
就労継続者数		53	72	96	110	150	-

（問題点・課題）	<p>現在の「じよぶあらかわ」登録者の中には、すぐに一般就労が可能な者がほとんどいない状況にあり、相談等の前提となる訓練の場の確保が必要である。 養護学校では、卒業後一般就労を勧める傾向にあるが、その一方で職場不適應等により離職する若年障がい者も多く、職場の定着への支援が必要である。</p>
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	授産施設・作業所等で働いている障がい者に対し、施設指導員やハローワーク足立、じよぶ・あらかわと連携を取り、ハローワーク足立で実施している実習を活用して、一般就労に結び付ける就労訓練を強化する。	作業所の工賃から、一般就労の給与により、収入の増、生活の安定が図れる。
	養護学校卒業後における障がい者の状況等を把握するため、養護学校とじよぶ・あらかわの連携を強化する。	就職後における職場定着支援により、継続した就労ができる。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労に向けて継続的に取り組む

況議（要質問状）	14年二定 「当事者意見の聴取について」
----------	----------------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者雇用支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者雇用支援事業費（56-95-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	障害者雇用支援事業実施要綱・補助要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者の民間企業等への雇用を促進するため、他において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が、障がい者雇用において必要な職場整備等の環境整備を行った際に、その費用の一部を補助し、短時間雇用からの障害者雇用の発展を促す。 特例子会社を設置しようとしている企業に対し、障がい者雇用に係る支援（助言・連絡調整、費用負担・専門職員等派遣等）を行い、区内に特例子会社を誘致し、障がい者の雇用促進を図る。				
対象者等	週4時間以上20時間未満で障がい者を雇用している法人等 特例子会社誘致 1事業所想定				
内容	障がい者雇用促進 【補助対象経費】補助率それぞれの1/2 店舗・工場用の賃貸等に要する経費 設備改修・備品購入等に要する経費 社員教育・講習会等に要する経費 指導員の配置・講習会等に要する経費 その他補助することが適当と認められた経費 【補助金額】新規障がい者雇用一人あたり ... 年額150,000円 既存障がい者雇用一人あたり ... 年額100,000円 特例子会社誘致 【助言・連絡調整】 区内企業から特例子会社設立について相談があった場合、必要な助言や関係機関（ハローワーク・じょぶあらかわ等）の案内や連絡調整を行い、必要に応じ国・都・区における障がい福祉施策の活用について助言する。 【費用負担・専門職員等派遣】 特例子会社を設立しようとしている企業が、障がい者雇用に必要な経費、及び雇用後の障がい者の安定雇用のために必要な経費について負担し、手話等専門的な技能や知識を必要とした場合、専門職員等を派遣する。				
経過	平成18年7月事業開始				
必要性	障がい者雇用に対する施策は障がい者の自立のための収入の確保の手段として必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額					3,299	9,430	202,125	
決算額（20年度は見込み）					156	8,370	202,125	
人件費					854	2,562		
【事務分担量】（%）					10	30		
合計（+）	0	0	0	0	1,010	10,932	202,125	
国（特定財源）								
都（特定財源）						972		
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	1,010	9,960	202,125	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	手話通訳者派遣						2回	2回
	補助対象事業者						1法人	1法人

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	09旅費	調査・視察旅費	0	調査・視察旅費	60	エレベーター製品検	42
	13役務費			賃料算定相談業務	210	賃料鑑定	368
	13委託料	手話通訳者派遣	6	手話通訳者派遣	21	手話通訳派遣	90
		企業調査	0	改修に伴う設計費	6,156		
	15工事請負費					改修工事費	199,125
	19負担金補助 及び交付金	雇用支援補助	150	雇用支援補助	1,923	雇用支援補助	2,500
			0				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値	
	補助金算定対象障がい数	-	1人	19人	21人	25人	20年度は6月末現在
	特例子会社数	-	-	1社	1社	1社	20年度は6月末現在

（問題点・課題分析）	・特例子会社誘致の具体化を図る。
他区の実況	（実施 1 区 未実施 21 区） 杉並区（特例子会社）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
特例子会社については、企業と連携を取り、計画を具体化する。	障がい者の就労先を確保し、一般就労を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者雇用促進検討事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者雇用促進検討事業費（56-95-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	区内の障がい者民間作業所及び施設に対し、東京都が委託しているNPO人材開発機構を利用し、障がい者就労移行に取り組む施設の運営や障害者自立支援法施設への移行についての検討会及び勉強会を行い、円滑な移行並びに障がい者の就労移行の確立を図る。				
対象者等	荒川区内障がい者作業所 ... 9施設（知的作業所6施設、精神作業所3施設） 荒川区立通所授産施設 ... 荒川区立心身障害者福祉作業所				
内容	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者 1施設2名、相談支援係長、就労支援担当主査、施設補助等担当2名 ・開催回数 年2回程度(必要に応じて数回開催) ・検討会内容 今後の施設運営について 障がい者の就労支援の取り組み研究 施設運営者及び幹部の意識改革（障がい者の居場所 訓練場所【通過施設】） 				
経過	平成19年4月 事業実施				
必要性	作業所等が障害者自立支援法の新体系に移行する上で、勉強会及び検討会の実施は必要である。				
実施方法	(1 直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額						93	0
	決算額（20年度は見込み）						0	0
	人件費						427	
	【事務分担量】（%）						5	
	合計（+）	0	0	0	0	0	427	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	427	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	勉強会開催回数						3	2

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	09旅費				0		0
	11需用費				0		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	新体系移行施設数	-	-	-	2	9	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
実施状況	（ 実施 区 未実施 22 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	見直し	19年度終了事業。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者プラン策定事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障がい者プラン策定事業（56-96-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	16 年度	根拠法令等	障害者基本法第7条の2第3号	
終期設定	有 無	年度		「市町村の障害者計画策定に関する指針について」	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	平成19年3月に、荒川区障がい者プランに包括されて策定された第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度）について、国の指針に基づき第1期障害福祉計画で定めたサービスの見込量やそれを確保するための方策を見直し、第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）を策定する。				
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者 平成20年3月31日現在対象者全数8,697人（身体障害者6,905人 知的障害者873人 精神障害者914人）				
内容	1 障害福祉サービス利用者及び事業者に対し、サービスの満足度やサービス向上に対する取組などについての調査を実施する。 2 荒川区障害福祉計画策定委員会を設置し、計画の内容についての検討を行う。 3 区民の意見を幅広く聞くため、パブリックコメントを実施する。 4 平成21年3月第2期障害福祉計画を策定する。				
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プランを策定する。 平成12年4月1日 障がい者プラン実施 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成18年7月 障害者プラン策定委員会設置要綱制定 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プランを策定する。 平成19年4月 障がい者プラン実施 平成20年6月 障害福祉計画策定委員会設置要綱制定 平成21年3月 第2期障害福祉計画を策定する。				
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。				
実施方法	(二部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額			3,393	614	1,377	0	878
	決算額（20年度は見込み）			2,663	0	722	0	878
	人件費				862	5,551	0	
	【事務分担量】（％）				10	65	0	
	合計（+）	0	0	2,663	862	6,273	0	878
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	2,663	862	6,273	0	878	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	障害者実態調査対象者数			9,140				

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	08報償費	委員報償費	690			委員報償費	820
	11(1)						
	食料費	賄い購入（お茶）	11			賄い購入（お茶）	14
	12役務費	パブリックコメント				パブリックコメント	
		意見記載はがき	1			意見記載はがき	4
	13委託料	介助員派遣業務委託	20			介助員派遣業務委託	40

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	平成20年度に障害福祉計画を策定する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	平成20年度に策定した障害福祉計画に基づき、障がい者施策を推進する。	障害福祉計画に基づく施策を実施することにより、障がい者の地域への移行を促進し、自立した地域生活を支援できる。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	障害福祉計画の第2期策定に取り掛かる

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立支援協議会運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	向田 勝人	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者地域自立支援協議会運営事業費（56-96-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	障害者自立支援法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障害者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制をはじめとする障がい保健福祉に関する方策を協議する場として、荒川区障害者地域自立支援協議会を設置する。				
対象者等	すべての区民				
内容	<p>【基本的な考え】 障がい者等、とりわけ重度の障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設ける等のネットワークの構築を図る。</p> <p>【協議会協議事項】 相談機関のあり方、連絡調整 障がい者計画の進捗状況及び評価 事業者、団体、関係機関のネットワーク化 困難事例への対応のあり方の協議、調整 障がい者サービスの基盤整備の検討 就労支援の促進</p> <p>【協議会メンバー】 学識経験者 障がい者団体代表 相談機関職員 就労支援機関 社会福祉協議会（権利擁護担当者） 特別支援学校教諭 障がいサービス事業者 行政担当者（保健師を含む）</p> <p>【会議】 会議は全大会と分科会に分け、全体会は年2回程度、分科会は必要に応じ開催する。（分科会は困難事例及びサービス調整等の会議とする。）</p>				
経過					
必要性	市町村や相談支援事業者のみでは解決が難しい課題を、地域全体で検討することにより改善・解決につなげ、障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会を構築するために、設置する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 事務局の提案により、協議会会長が会を開催する。分科会は、事務局提案により分科会会長が開催する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額							403	
決算額（20年度は見込み）							403	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	403	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	403	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					委員謝礼	378
	需用費					食料費	5
	委託料					介助者委託	20

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	協議会全体会・分科会開催数	-	-	-	-	4	年度後半開催予定
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>自立支援協議会の必要性・役割について、関係者の理解が得ずらい。 基幹となる相談事業者が区内にはないため、障害者福祉課が当面事務局を担当し、会を運営していかねばならない。</p>
他区の実況	（実施 10 区 未実施 12 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
分科会開催を月1回程度実施、困難事例、サービス提供体制のあり方等を検討する。	分科会の開催を通じ、協議会の役割を理解し、その機能を定着させる。
区内基幹的相談事業者についての検討を行う。	協議会は、本来相談事業者のバックアップ的役割を持つものであり、相談事業者の指定が必要となる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	推進	関係機関等との連携を図り、事業の円滑な運営に取り組む

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石垣 恵子	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	相談事業費 （57-24-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	身体障害者福祉法31条2
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	区内在住の障がい児者等の福祉・医療・発達・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助するとともに、地域での障がい者の自立と社会参加を支援する。また、障がい者に対する理解について地域の人たちへの啓発活動を行う。				
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者				
内容	<p>1 相談 一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助する。 健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。 心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。 障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区保育扶助要綱第24条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>2 サークル育成事業 高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。</p> <p>3 地域啓発事業 施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>				
経過	昭和48年6月 事業開始。 平成13年2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始、4月より本格実施。 平成19年4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。 平成20年2月 旧荒川保険所1階部分を改修し移転予定。				
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。またセンター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1.相談は福祉職の相談担当と看護師で対応する。 2.各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援をする。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	9,404	9,373	9,151	9,200	9,331	2,359	4,948	
決算額（20年度は見込み）	8,818	8,878	8,699	8,441	9,233	2,301	4,948	
人件費				11,636	11,102	11,102		
【事務分担当量】（%）				135	130	130		
合計（+）	8,818	8,878	8,699	20,077	20,335	13,403	4,948	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	8,818	8,878	8,699	20,077	20,335	13,403	4,948	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	一般相談及び医学相談	306	304	253	246	236	203	210
	各サークル活動実施回数	147	139	126	120	65	65	65

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬及び 需用費 旅費	非常勤報酬		8,987	非常勤報酬	2,039	非常勤報酬	4,659
	消耗品等		245	消耗品	262	消耗品	289
	旅費		1	旅費	0	旅費	0

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	一般相談及び医学相談	246	236	203	210	210	一部指定管理となり、医師の半減による。
	各サークル活動回数	126	120	65	65	65	支援サークルの1つが活動を休止した。
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・病院でのリハビリに日数制限がついたこと。また、介護保険でのリハビリの内容が、若年の中途障がい者にとって十分な内容ではないこと。以上のような状況から、地域での生活を安定して継続するために、体系的なリハビリを構築する必要がある。専門の訓練士を抱える当センターの役割は大きい。 ・障害者自立支援法に基づく相談事業所のあり方と当センターの相談事業との今後を検討しなければならない。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
生活の質の充実を目指し、サークル支援や情報提供を図ることで、社会参加のメニューを増やす。	外出の機会を増やすことや、仲間作り等により、地域生活の充実を図り、再発等による機能低下を予防する。
障害者自立支援法に基づく相談事業所のあり方と当センターの相談事業との今後を検討しなければならない。	ケアマネジメント実施体制を整えることにより、より、障がい者の地域での自立が確保できる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障害者自立支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る

（状況）	議（要質問）
------	--------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	身体障がい者機能訓練事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	向田 勝人	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	機能訓練事業費（57-24-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	障害者自立支援法第77条
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [1]			
	政策	高齢者や障害者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	障がいの地域社会での自立支援 [02-06]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、社会適応訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と社会生活力の向上を図り、地域での自立生活を支援する。 ・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。 				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住の18歳以上の身体障がい者（介護保険認定者を除く） ・健康増進法に基づく事業は、40歳以上の身体障がい者。 				
内容	<p>地域活動支援センター型事業</p> <p>肢体不自由者、聴覚障がい者、言語障がい者、視覚障がい者向け訓練を半日コースで、定員5名で実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体の機能訓練 金 午後 1コース/週 ・言語の機能訓練 月・水 午後 2コース/週 ・視覚の機能訓練 火・木 午前・午後 4コース/週 ・グループワーク 月・水・金 午前（高次脳機能障がい及び中途障がい者の社会参加プログラムの実施） <p>健康増進法に基づく事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ講習会 1コース 10回 定員各コース20名 年間3コースを実施 				
経過	<p>昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係訓練部門として発足。</p> <p>平成12年 4月 介護保険制度の実施に伴い、機能訓練利用について、介護保険サービスを優先することとした。</p> <p>平成15年 4月 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成18年 4月 身体障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。（利用者負担額を3%に軽減）</p> <p>平成18年10月 身体障がい者向けリハビリを障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。（利用者負担額をなしとする）</p> <p>平成20年 4月 老人保健法が改正され、健康増進法に改められる。</p> <p>平成20年 4月 送迎用リフト付車両による送迎開始</p>				
必要性	障がいの維持・軽減・克服は、障がいのある人の願であり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性が高い事業である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>機能訓練については、理学療法士、作業療法士、言語訓練士、視覚訓練指導員が対応</p> <p>グループワークにおける自立支援は、社会福祉士が対応している。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	3,476	3,433	3,265	3,262	3,266	3,284	5,955	
決算額（20年度は見込み）	3,119	2,547	2,885	3,096	3,078	3,109	5,955	
人件費				8,188	7,686	7,076		
【事務分担量】（%）				95	90	90		
合計（+）	3,119	2,547	2,885	11,284	10,764	10,185	5,955	
国（特定財源）	880	910	193	193	193	193	193	
都（特定財源）	880	910	187	195	195	196	193	
その他（特定財源）		2,485	309	333	161			
一般財源	1,359	-1,758	2,196	10,563	10,215	9,796	5,569	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	延べ利用者数	933	882	1,099	1,052	1,064	1,462	1,082

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬等	非常勤職員報酬等	2,379	非常勤職員報酬等	2,391	非常勤職員報酬等	2,608
	報償費	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540
	需用費	消耗品費等	156	消耗品費等	175	消耗品費等	298
	旅費	旅費	3	旅費	3	旅費	9
						送迎用タクシー雇上	2,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	延べ利用者数	1,052	1,042	1,462	1,082	1,600	送迎車両実施に伴う利用回数増 20年度は過去平均値
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>身体障がい者向けリハビリを、障害者自立支援法の地域生活支援事業として定着させる。 高次脳機能障がい及び中途障がい者の社会参加を促進するために、ニーズ把握、支援計画、評価等ケアプランに沿った支援を実施する。</p>
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
身体障がい者向けリハビリを、スムーズに地域生活支援事業に移行させることにより、在宅の身体障がい者の活動の場を確保する。	在宅で孤立している障がい者が、機能を克服し社会参加が可能となる。
ニーズの把握が難しい身体障がい者について、センターの相談窓口・ピアカウンセリング、介護保険課の相談・苦情等とおしてその把握につとめ、施策への反映を検討する。	身体障がい者が安心して地域において活動を続けることが可能となる。
センターへの移動が困難で、来所できない身体障がい者の対応を検討する。	送迎用の通所タクシーを導入することで、区民ニーズに対応することができる。（平成20年4月から導入、座席数車イス対応2席、一般席4席）

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	高次脳機能障害対策の充実を図る

況（要旨）	
-------	--